

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第11号

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。	
事務の種類	内容	事務の種類	内容
[略]		[略]	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	第15条第1項（ <u>対立抗争時の事務所の使用の禁止等</u> に係る仮の命令に係る標章の <u>はり付け</u> 及び取除きを含む。）の規定に係る仮の命令に係る <u>同条第3項及び第4項</u>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関する事務	第15条第1項（ <u>対立抗争時の事務所の使用制限</u> に係る仮の命令に係る標章の <u>貼付け</u> 及び取除きを含む。）の規定に係る仮の命令に係る <u>同条第4項及び第5項</u>
	第35条第1項及び第4項		第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る <u>同条第3項及び第4項</u>
			第35条第1項
			第35条第4項
			特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限に係る仮の命令に係る標章の貼付け及び取除き
			仮の命令
			仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をした時における住所等の所在地を管轄する公安委員会への通知
(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。	
事務の種類	内容	事務の種類	内容
暴力団員による不当な行為の防止等に関する	[略]	暴力団員による不当な行為の防止等に関する	[略]
	第30条の3		[略]
			第30条の7第1
			縄張に係る禁止行為に対

する法律の施行に関する事務			する法律の施行に関する事務	<u>項</u> <u>第30条の10第1項</u>	<u>する中止等の命令</u> <u>特定危険指定暴力団等の</u> <u>指定暴力団員の禁止行為</u> <u>に対する中止等の命令</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。